

## 発想の転換！？ 相続税の生前対策 ～相続時精算課税贈与と遺言書～ その6

発想の転換による「相続税の生前対策」について、相続時精算課税贈与と遺言書について解説します。発想の転換「相続税の生前対策」シリーズは今回が最終回です。

### 1. 相続時精算課税贈与の概要

受贈者は一般の暦年単位による贈与税の課税方式に代えて、相続時精算課税の適用を受けることを選択することができます。相続時精算課税の制度とは、原則として60歳以上の父母又は祖父母から、20歳以上の子又は孫に対し、財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度です。

この制度を選択すると、その選択に係る贈与者から贈与を受ける財産については、その選択をした年分以降すべてこの制度が適用され、「暦年課税」へ変更することはできません。

また、この制度の贈与者である父母又は祖父母が亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価額にこの制度を適用した贈与財産の価額（贈与時の時価）を加算して相続税額を計算します。既に支払った「贈与税」を控除することにより、贈与税・相続税を通じた納税をすることができます。

相続時精算課税に係る贈与税は、贈与財産の価額の合計額から、複数年にわたり利用できる2,500万円（非課税枠）を控除した後の金額に、一律20%の税率を乗じて算出することとされています。

### 2. 相続時精算課税贈与の選択のポイント

相続時精算課税を活用した贈与によって相続税負担を軽減させようとする場合には、贈与を受けた財産は、特定贈与者の死亡の際には、贈与を受けたときの価額で相続財産に加算して相続税が課税されることとなっていることから、①贈与を受けたときから特定贈与者が死亡するまでの間に、大きく値上がりすると予想される財産、又は②毎年大きな果実を生む財産を贈与することがポイントです。

しかし、相続時精算課税を選択した場合のデメリットとして、①一度選択すると暦年贈与に戻れない、②贈与を受けた宅地等は小規模宅地等の特例の適用が受けられない、③相続時精算課税による贈与を受けた財産の価額が、相続時精算課税に係る贈与者の死亡までの間に値下がりした場合には、他の共同相続人の相続税の負担も重くなる、など多大な影響が生じます。

### 3. 遺言書が残されていた場合の相続

遺言書が残されていると「遺言相続」が優先されます。また、特別受益に該当する贈与が原則として相続開始前10年より前に行われたものであれば、遺留分侵害額の算定基礎財産には含まれないことになります。しかし、遺言書がなければ遺産分割によって相続することとなり、相続開始前10年より前に行われた贈与についても持戻して相続財産とみなされます。

【設例】相続人に対する生前贈与がある場合に遺言書の有無による取扱いの差異

1. 被相続人 父（令和4年3月死亡）
2. 相続人 長男・長女
3. 相続財産と遺言書

遺言書において、その他の財産2億円は、長男12,000万円、長女8,000万円相続させるとしている。

4. その他 父は平成15年に長男へ自社株1億円（相続開始時の時価3億円）を相続時精算課税によって贈与している
5. 相続税の計算

（単位：万円）

|           | 遺言書がある場合 |        | 【参考】法定相続分による遺産分割の場合 |        |
|-----------|----------|--------|---------------------|--------|
|           | 長男       | 長女（※1） | 長男（※2）              | 長女     |
| その他の財産    | 12,000   | 8,000  | 0                   | 20,000 |
| 相続時精算課税財産 | 10,000   | —      | 10,000              | —      |
| 課税価格      | 22,000   | 8,000  | 10,000              | 20,000 |
| 相続税の総額    | 6,920    |        | 6,920               |        |
| 各人の算出税額   | 5,075    | 1,845  | 2,307               | 4,613  |

（※1）遺留分侵害額の判定・・・2億円×1/2×1/2=5,000万円≤8,000万円  
侵害額なし

（※2）長男の相続分・・・（2億円+3億円）×1/2=25,000万円<3億円 ∴0円  
遺留分侵害額の判定 （2億円+3億円）×1/2×1/2=12,500万円≤20,000万円  
侵害額なし

※ 特別受益者が取得した財産の価額は、相続開始の時の価額によることとされています（民法904）。

法定相続分によって相続することになると、長女は父から相続することができる財産額は2億円となり、長男の相続分はない（超過特別受益者は最初から相続分がないものとされます（民法903②））こととなります。（文責：山本和義）